

国民健康保険制度等に関する提言・重点要望

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 高齢者医療制度改革について

- (1) 後期高齢者医療制度を廃止して新たな高齢者医療制度を創設するに当たっては、被保険者をはじめ現場に混乱をもたらさないためにも、運営主体を以前の市町村単位に後戻りさせることはあってはならず、その改革の方向としては、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向けて、国または都道府県を保険者とする国保制度の再編・統合等を行うこと。
- (2) 後期高齢者医療制度の廃止に伴い、国保制度の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。
- (3) 新制度発足に伴って発生・波及するシステム経費等については、超過負担を招かないよう必要な額を確実に確保するとともに、速やかな情報提供と十分な準備期間の設定を行うこと。

2. 国民健康保険制度について

- (1) 国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図るとともに、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。
特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充するとともに、国保財政安定化支援事業については、実態に即した見直しを行うこと。
- (2) 国保保険料(税)の収納率による普通調整交付金の減額措置を廃止すること。
- (3) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に伴う療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。

3. 後期高齢者医療制度について

- (1) 後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置等について平成 23 年度以降も引き続き継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講じること。

また、制度の見直しに当たっては、被保険者及び地方の意見や実情を十分に踏まえるとともに、速やかな情報提供と十分な準備期間の設定を行うこと。

- (2) 平成 24 年度保険料改定において保険料増が見込まれる場合、国の責任において十分な財源措置を講じること。